

リハビリテーション科学倫理委員会構成員

【任 期】：2025 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日

	氏 名	所 属	職名	備 考
委 長	橋本 竜作	言語聴覚療法学科	教授	第 3 条第 1 項第 1 号、緊急時のみ予備審査／迅速審査委員
委 員	吉田 晋	理学療法学科	教授	第 3 条第 1 項第 1 号、予備審査／迅速審査委員
委 員	山口 明彦	理学療法学科	教授	第 3 条第 1 項第 1 号、予備審査／迅速審査委員
委 員	大須田 祐亮	理学療法学科	准教授	第 3 条第 1 項第 1 号、予備審査／迅速審査委員
委 員	近藤 里美	作業療法学科	教授	第 3 条第 1 項第 1 号、予備審査／迅速審査委員
委 員	西出 真也	作業療法学科	講師	第 3 条第 1 項第 1 号、予備審査／迅速審査委員
委 員	中川 賀嗣	言語聴覚療法学科	教授	第 3 条第 1 項第 1 号、予備審査／迅速審査委員
委 員	太田 亨	言語聴覚療法学科	教授	第 3 条第 1 項第 1 号、予備審査／迅速審査委員
委 員	常田 美和	看護福祉学部	教授	第 3 条第 1 項第 1 号
委 員	磯部 太一	心理科学部／ 大学教育開発センター	准教授	第 3 条第 1 項第 2 号
委 員	矢後 学	グローバルシッポ（株） 北海道医療大学出張所	所長	第 3 条第 1 項第 3 号

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員により 5 名以上で組織するものとする。

- (1) 自然科学（医学・医療の専門家等）の有識者若干名
 - (2) 人文・社会科学（倫理学・法学の専門家等）の有識者 1 名以上
 - (3) 一般の立場を代表する者 1 名以上
 - (4) その他、部局長が特に必要と認めた者
- 2 委員会は男女両性で組織し、部局外の委員複数名を含まなければならない。
- 3 委員の委嘱は、教授会の議を経て、学部長が行う。
- 4 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合はこれを補充し、当該委員の任期は前任者の残任期間とする。

第 5 条 委員会は、委員の 3 分の 2 以上が出席し、かつ第 3 条第 1 項第 2 号または 3 号の委員の内、少なくとも 1 名の出席がなければ開くことができない。

第 6 条 委員会における審議にあたっては、特に次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 研究等の対象となる個人（以下「個人」という。）の人権の擁護
 - (2) 個人または適切な代理人等に理解を求め、同意を得る方法
 - (3) 研究等によって生じる個人への不利益や危険性などの影響、ならびに科学や社会への貢献の予測
 - (4) 法理及び法律の遵守
- 2 委員会は、研究責任者を委員会に出席させ実施計画の内容等について説明を求めるとともに、意見を述べさせることができる。
- 3 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めて説明又は意見を述べさせることができる。
- 4 委員は、自身の申請に係る審議に参加することはできない。
- 5 委員会の審議は、原則として出席委員の全会一致をもって結論とする。ただし、審議を尽くしても結論に至らない場合は、出席委員の 3 分の 2 以上の合意をもって結論とすることができる。
- 6 委員会は、審議事項の審議経過及び結果について、実施責任者及び関係者の同意を得て公表することができる。ただし、個人情報に関する事項は、この限りでない。
- 7 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。